〔　　　　　　　　　　　　　　〕消防計画

|  |
| --- |
| ＊　この計画は、消防法令に基づき､　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「当事業所」という｡)で守らなければならないことを定めたものです。  ＊　この計画は、当事業所の従業員や来訪者などすべての人が守るものです。  ※　消防法第８条の２の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合  「＊　当事業所が管理する権原の範囲は　　　　　　　　　　　　です。」を加える。  ＊　管理権原者である　　　　　　　　　　　は、当事業所の安全確保についてすべての責任を有するとともに、次のことを行います。  　１　防火管理者の選任及び解任と消防署長への届出  　２　その他防火管理に関し必要とされること  ＊　防火管理者である　　　　　　　　　　　は、この計画の実施にあたりすべての権限を有します。 |

日ごろから実施すること

**業　務　内　容**＜担当者等＞

**１　日常の点検**

　⑴　始業前（開店前）の点検　＜日直当番者＞

　　ア　電気やガス器具などを点検する。

　　イ　燃えやすい物などの保管状況の安全を確認する。

　　ウ　消火器や誘導灯などの状態を確かめる。

　　エ　災害が起きたときの避難の障害となる物品を取り除く。

　⑵　従業中の注意事項　＜全員＞

　　ア　ガス器具や暖房器具などは、正しく使用する。

　　イ　火を取り扱う場所や灯油置場などは、常に整理整頓し、最後に使用した者が安全を確認する。

　　ウ　喫煙場所以外で喫煙しない。

　⑶　終業後（閉店後）の点検　＜最終退出者＞

　　ア　電気器具やガス器具、暖房器具などの停止や消火を確かめる。

　　イ　吸殻などの残火処理を行う。

　　ウ　出入口など、必要な場所に鍵をかける。

**２　施設管理**＜防火管理者＞

　⑴　通路や階段、防火戸の付近に、避難又は閉鎖の支障となる物品を置かない。

　⑵　戸棚や火を使用する器具などは、転倒や落下しないよう固定する。

　⑶　当事業所の収容人員を把握し、混雑が予想されるときは案内員を配置するなど、適正に管理する。

**３　放火防止対策**＜全員＞

　⑴　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しない。

　⑵　倉庫、車庫等人目の届かない場所は、施錠する。

**４　定期点検**＜管理権原者、防火管理者及び委託業者＞

　⑴　消防用設備等をいつでも使用できるよう定期的に点検・検査をする。

　⑵　消防用設備等の機器点検を　　　月、総合点検を　　　月に行い、点検結果を記録し保存するとともに、総合点検の結果を消防署長に届け出る。

|  |
| --- |
| ・　消防法第８条の２の２により、防火対象物点検資格者による防火対象物点検報告を要する事業所またはテナント等の場合  　　『⑶　防火対象物点検資格者による点検を１年に１回行い、消防署長に届け出る｡』を加える。 |

**５　改装等の工事**＜防火管理者及び工事施工者＞

　⑴　防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事施工者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示をする。

　⑵　工事施工者に対しては、工事中の火災予防担当責任者を定めて、防火管理者に報告させる。

　⑶　溶接など火を使う作業をするときは、防炎性能のある工事用シートなどで区画し、周りに消火器など消火用具を準備させる。

　⑷　危険物、高圧ガスなどの持込みや火を使う作業については、その都度、防火管理者の承認を受けさせ、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間などを明らかにする。

**６　震災予防措置**＜防火管理者＞

　　防火管理者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行う｡

　⑴　看板、窓枠、外壁等の倒壊・転倒・落下防止

　⑵　ロッカーや書棚などの転倒及び収容物の落下防止

　⑶　火気使用設備・器具等からの出火防止措置

　⑷　危険物等の流出、漏洩防止措置

**７　その他**＜管理権原者及び防火管理者＞

　⑴　災害が起きたときの通報要領を掲示

　⑵　消防署への届出や報告

　　ア　消防用設備等の総合点検の結果報告（　　　年に１回）

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２の２により、防火対象物点検資格者による防火対象物点検報告を要する事業所またはテナント等の場合  　　『イ　防火対象物点検報告（１年に１回）』を加え、イ以下を各々繰り下げる。 |

　　イ　防火管理者の選任、解任届（その都度）

　　ウ　通報、消火及び避難等の訓練実施についての連絡（事前及び終了後）

　　エ　その他、防火管理上必要な事項

⑶　「防火管理維持台帳」（別表１）を作成し、防火管理に関する書類（消防署への届出・申請書類並びに消防用設備等設置位置及び避難経路を図示した各階平面図など）を本計画と一括して保管

**８　教育**＜防火管理者・その他＞

　　当事業所で守るべきこと、災害時の活動要領や避難経路などについて、従業員に対し採用時を含め定期に教育を行うほか、目につきやすい場所に掲出する。

**９　訓練**＜防火管理者・その他＞

　　通報、消火、避難、区画の閉鎖等の消防訓練を　　　月と　　　月に行う。

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合  　　『**10　統括防火管理**  ⑴　防火管理者は全体の消防計画に定める業務を行い、又は行ったときは、統括防火管理者に連絡又は報告する。  ⑵　火災等の災害が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他のテナント等の自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行う。  ⑶　防火管理者は、従業員を建物全体で実施する訓練に参加させる。』を加える。  ＊　消防法施行規則第３条第２項に該当する事業所又はテナント等の場合  　　『**11　防火管理業務委託**  　　　　　日常の守るべきことや災害が起きたときの消防活動の一部を、「防火管理業務委託状況表」（別表２）のとおりに委託する。』を加える。 |

**災害が起きたときの活動（単独事業所用）**

**○　火災が起きたとき**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　割 | 担　当 | 活　動　内　容 |
| 指　　揮 | 社（所）長  店　　　長  防火管理者 | ・指揮、命令と従業員の安全管理  ・１１９番通報の確認  ・避難完了確認  ・消防隊到着時の誘導と情報提供 |
| 通報連絡 | 火災発見者  通報連絡係 | ・大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる。  ・１１９番へ通報する。 |
| 避難誘導 | 避難誘導係 | ・火災の発生を大声で知らせ、安全な方向へ誘導する。  ・避難状況（避難完了、逃げ遅れ等）を指揮者に報告する。 |
| 消　　火 | 火災発見者  消火係等 | ・手近な消火器を火点に集める。  ・消火器、水バケツなどで消火する。 |

**○　地震が発生したとき**

　　　地震時の活動は、前記の活動内容によるほか、次のことに注意する。

　　ア　指揮担当は建物内外の状況を把握し、必要な情報を全員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。

　　イ　避難誘導に当たっては、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難させる。

　　ウ　広域避難場所へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について周知する。

　　エ　地震発生時の初動活動に余力がある場合は、人員、防災資器材等を活用して近隣の消火活動、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。

　　オ　避難経路を確保するためにドアを開ける。

　　カ　携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を収集する。

　　キ　避難経路に倒れた物や落下物を取り除く。

　　ク　負傷者を救護する。

　　ケ　火を使用している器具などの使用を停止する。

※　各自の任務分担は、別途、口達又は掲示により知らせる。

　　　附　則

　この計画は、　　　　年　　月　　日から実施する。

**災害が起きたときの活動（テナント用）**

**○　火災が起きたとき**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１　他のテナントで火災が発生したとき** | | | 活動内容は、ビル全体の消防計画で定められた「テナント」ごとに指定された内容を行う。 |
| **２　自テナントで火災が発生したとき** | **役　割** | **担　当** | **活　動　内　容** |
| 指　　揮 | 社（所）長  店　　　長  防火管理者 | ・指揮、命令と従業員の安全管理  ・１１９番と　　　　　　　　　　　　への通報の確認  ・避難完了確認  ・消防隊到着時の誘導と情報提供 |
| 通報連絡 | 火災発見者  通報連絡係 | ・大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる。  ・１１９番へ通報する。  ・　　　　　　　　　　　　へ通報する。 |
| 避難誘導 | 避難誘導係 | ・火災の発生を大声で知らせ、お客様を安全な方向へ誘導する。  ・避難状況（避難完了、逃げ遅れ等）を指揮者に報告する。 |
| 消　　火 | 火災発見者  消火係等 | ・手近な消火器を火点に集める。  ・消火器、水バケツなどで消火する。 |

**○　地震が発生したとき**

　　　地震時の活動は、前記の活動内容によるほか、次のことに注意する。

　　ア　指揮担当は建物内外の状況を把握し、必要な情報を全員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。

　　イ　避難誘導に当たっては、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難させる。

　　ウ　広域避難場所へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について周知させる。

　　エ　地震発生時の初動活動に余力がある場合は、人員、防災資器材等を活用して近隣の消火活動、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。

　　オ　避難経路を確保するためにドアを開ける。

　　カ　携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を収集する。

　　キ　避難経路に倒れた物や落下物を取り除く。

　　ク　負傷者を救護する。

　　ケ　火を使用している器具などの使用を停止する。

※　各自の任務分担は、個別に通知するほか、別途掲示する。

　　　附　則

　この計画は、　　　　　年　　　月　　　日から実施する。